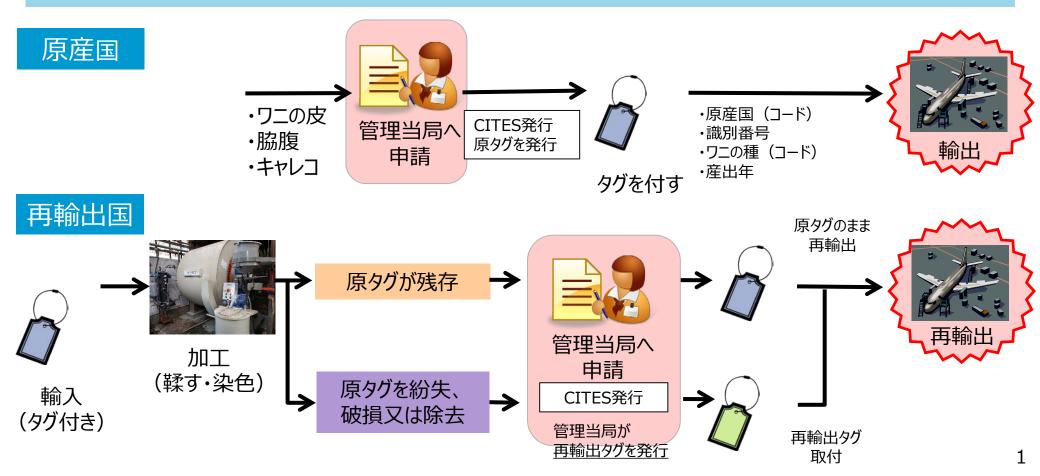


ワシントン条約に基づく ワニ皮再輸出タグ制度について

令和元年10月 野生動植物貿易審査室

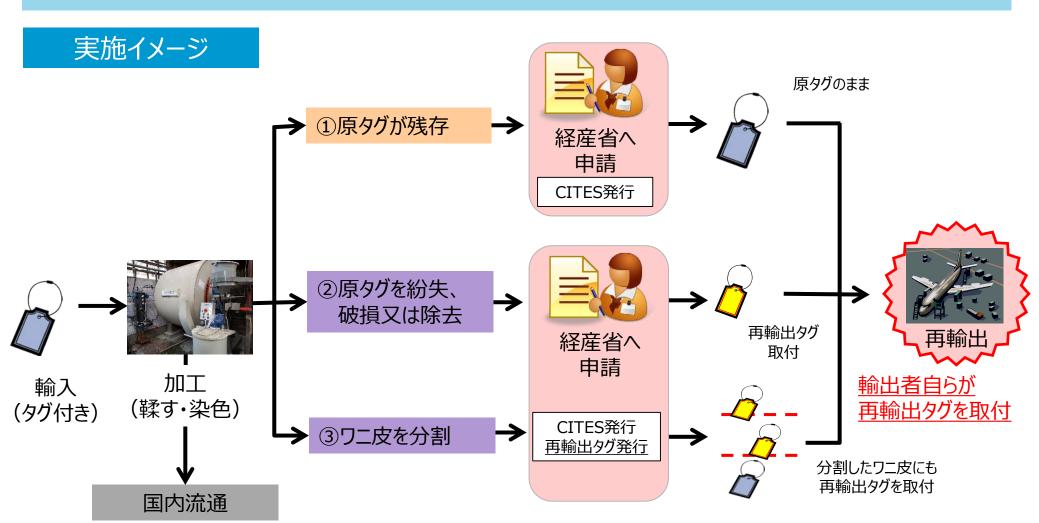
1. ワシントン条約決議11.12におけるワニ皮の統一タグ制度

- ワニ皮に取り付けたタグにより、原産国から製品加工前までの流通を管理し、違法取引の 防止、持続可能な方法でのワニの資源管理を目的とした制度。
- 原産国は、ワニ皮※に原産国、識別番号等を記載したタグ(原タグ)を付し輸出。
- ワニ皮の輸入国は、原タグがワニ皮の加工等により紛失、破損又は除去された場合、新た な識別番号を付したタグ(再輸出タグ)の付け直しにより再輸出が可能。



2. 再輸出タグ制度の実施イメージ

- ワニ皮に付されていた原タグが、国内流通や加工の過程で紛失、破損又は除去された場合、そのワニ皮を再輸出する際に、経産省が再輸出タグを発行。(10月1日より開始)
- 再輸出タグの発行を受けた後、輸出者の責任において再輸出タグを取付け。



3. 対象貨物

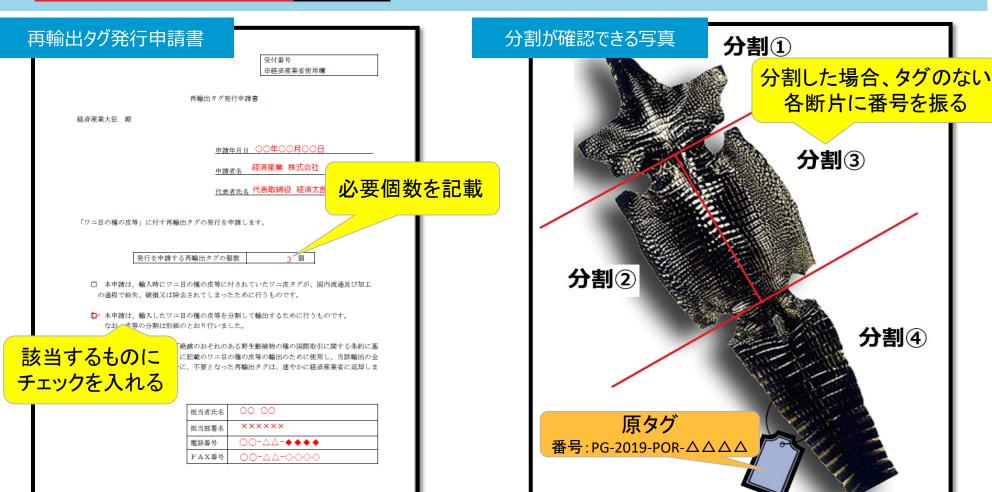
- ワシントン条約附属書に掲載されるワニ目(Crocodylia)の種の皮、脇腹又はキャレコ※ (原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、〈ず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。)
- ※本制度はワニ目の種の皮全てが対象であり、"脇腹"、"キャレコ"とは皮の一部が流通する場合の呼称。

4. 留意点

- 再輸出タグ制度の導入後にワニ皮を輸出入する場合、以下について遵守されている必要があります。
- ① 輸出入されるワニ皮全てに原タグ又は再輸出タグが付されていること
- ② CITES許可書(再輸出証明書)には、輸出入されるワニ皮に付されたタグの識別番号が記載されていること
- ✓ 税関による貨物検査において、上記①②について守られていないことが判明した場合、輸出入は差し止められることになります。

5. 再輸出タグの申請(1)

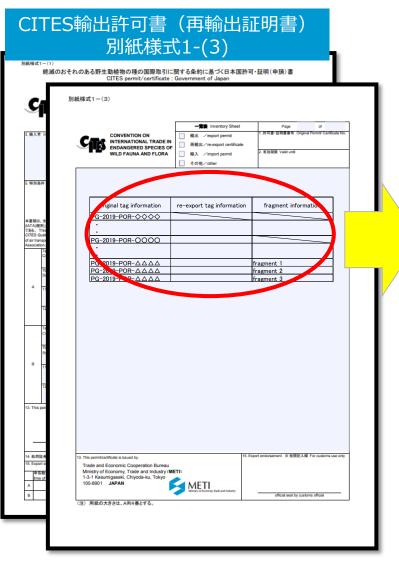
- 再輸出するワニ皮の輸出承認申請と同時に、再輸出タグの発行申請を行います。
- 通常の輸出承認申請に必要な書類に加え、再輸出タグの必要数量を記載した【様式1】 「再輸出タグ発行申請書」、ワニ皮を分割して再輸出する場合には「皮等の分割が確認できる写真又は図」の提出が必要です。

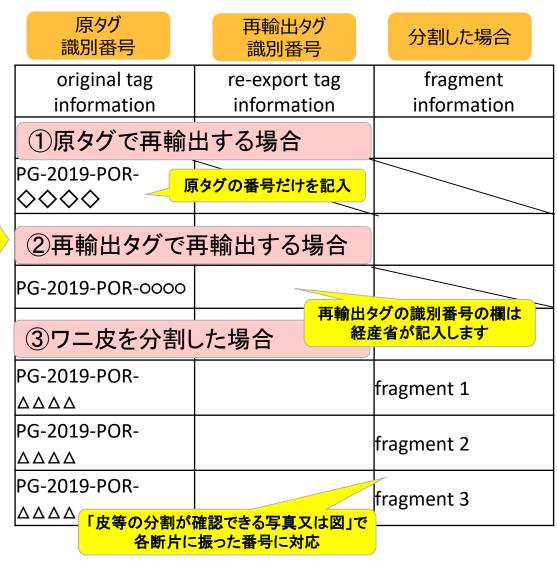


5. 再輸出タグの申請(2)

● 輸出承認申請で提出いただく「CITES輸出許可書(再輸出証明書)」※の別紙様式1-(3)に、ワニ皮に付されているタグの識別番号等を記載してください。

※CITES輸出許可書(再輸出証明書)とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明(申請)書」





5. 再輸出タグの申請(3)

- ワニ皮の再輸出の全部又は一部を実施しなかった場合は、【様式 2 】「ワニ目の種の皮等輸出不実施報告書」を添えて不要となった再輸出タグを速やかに返却してください。
- 再輸出の全部を実施しなかった場合は、当省が発行した「CITES輸出許可書(再輸出 証明書)」の返却もお願いします。

